

配偶者控除および配偶者特別控除の控除額

		納税義務者の合計所得金額 (給与所得のみの場合の給与収入額)			
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)
配偶者の合計所得金額 (給与所得のみの場合の給与収入額)					
配偶者控除	38万円以下 (1,030,000円以下)	33万円	22万円	11万円	適用なし
	※70歳以上の配偶者	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	38万円超90万円以下 (1,030,000円超 1,550,000円以下)	33万円	22万円	11万円	
	90万円超95万円以下 (1,550,000円超 1,600,000円以下)	31万円	21万円	11万円	
	95万円超100万円以下 (1,600,000円超 1,667,999円以下)	26万円	18万円	9万円	
	100万円超105万円以下 (1,667,999円超 1,751,999円以下)	21万円	14万円	7万円	
	105万円超110万円以下 (1,751,999円超 1,831,999円以下)	16万円	11万円	6万円	
	110万円超115万円以下 (1,831,999円超 1,903,999円以下)	11万円	8万円	4万円	
	115万円超120万円以下 (1,903,999円超 1,971,999円以下)	6万円	4万円	2万円	
	120万円超123万円以下 (1,971,999円超 2,015,999円以下)	3万円	2万円	1万円	
123万円超 (2,015,999円超)	適用なし				

ご注意ください

- ・今回の改正により、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限は引き上げとなりましたが、配偶者自身は所得が増加すると、市・県民税が増額になる場合があります。
- ・市・県民税の増額が各種行政サービスの負担額の算定に影響がある場合もあります。
- ・今回の改正は市・県民税（税法上）の改正です。「税法上の扶養」と健康保険などの「社会保険上の扶養」とは判定基準が異なります。社会保険上の扶養については加入している組合にお問い合わせください。